

報道関係者 各位

令和5年3月28日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 栗村 勝行

(直通電話) 03-5403-2164

ダイヤゼブラ電機不当労働行為再審査事件（令和3年(不再)第51号） 命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 岩村正彦）は、令和5年3月27日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 会社が、組合及び執行委員長を被告として、組合のブログ内の会社に関する記事が名誉毀損に当たるなどと主張し、損害賠償等請求訴訟を提起したことが、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるか否かについて争われた事案 ～

会社の損害賠償請求訴訟の提起が、組合潰しその他組合の弱体化を目的とする支配介入の不当労働行為とは認められないとして、組合の申立てを棄却した初審命令を維持した。

I 当事者

再審査申立人

新世紀ユニオン（「組合」）（大阪市）

再審査被申立人

ダイヤゼブラ電機株式会社（「会社」）（大阪市）

II 事案の概要

1 A組合員は、組合に対し、ダイヤモンド電機株式会社（「ダイヤモンド電機」）における賃下げや労働条件等に関する相談をし、組合に加入した。

組合は、ダイヤモンド電機に対し、令和2年6月16日、A組合員の相談事項等を議題とする団体交渉を申し入れ、同年7月6日、団体交渉が開催された。

組合は、上記団交申し入れと並行して、令和2年6月17日以降、組合が管理運営するブログ（「組合ブログ」）において、ダイヤモンド電機及び同社の代表取締役（「社長」）に関する記事を複数掲載した。これについて、ダイヤモンド電機及び社長は、同年7月9日、組合及び組合の執行委員長（「委員長」）に対し、上記組合ブログの記事が名誉毀損等に当たると主張して、不法行為に基づく損害賠償の支払等を求める訴え（「本件訴訟」）を、大阪地方裁判所に提起した。

2 本件は、組合が、ダイヤモンド電機が本件訴訟を提起したことが、労働組合法（「労組法」）第7条第3号の不当労働行為に当たると主張して、大阪府労働委員会（「大阪府労委」）に対し、救済を申し立てた事案である（「本件申立て」）。

3 初審大阪府労委は、救済申し立てを棄却する旨の命令を交付した。組合は、これを不服として再審査を申し立てた。

なお、ダイヤモンド電機は、令和3年10月1日にグループ会社の再編に伴い吸収分割されることとなり、本件申立てに係る被申立人の地位は、ダイヤゼブラ電機株式会社（「ダイヤゼブラ電機」）に承継された（以下、吸収分割前のダイヤモンド電機と同社を承継した後のダイヤゼブラ電機のことを総称して「会社」という）。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 組合の主張の要旨

組合は、本件訴訟の提起は、正当な組合活動に対する損害賠償請求訴訟であって違法であるとともに、会社による不当な組合潰しの目的の下に仕組まれた、いわゆる訴権の濫用たるスラップ訴訟（恫喝的訴訟）であって、労組法第7条第3号の支配介入に当たると主張する。

(2) 本件訴訟提起の目的等について

ア 組合は、本件訴訟の提起は、組合潰しを目的とするものであり、訴権の濫用に当たる旨を種々主張するが、組合の主張を認めるに足りる証拠はない。

イ 組合は、本件訴訟提起を境とするA組合員の態度の変化からすると、同組合員の役割は会社を本件訴訟に導くことであり、会社は初めから組合を潰そうと企んで、同組合員を組合に対するスパイとして送り込んだものであることは明らかであると主張する。

しかし、A組合員が本件訴訟提起後に組合ブログの訂正を求めたり、組合脱会の意思を示したりといった事情は認められるが、その原因は明らかではなく、これらの事実からして、A組合員の役割が会社を本件訴訟に導くことであったり、組合への相談が会社の意を受けたものであったことが推認されるものではない。むしろ、本件の経過をみると、A組合員の脱会については、他の事情を契機とするものであるともみられる。さらに、そもそも、組合と会社の間、A組合員の組合への相談以前に何らかの接触があったともうかがわれないのであって、このことからすると、組合の主張を採用することはできない。

ウ 組合は、会社は、団体交渉で組合ブログの記載について何ら抗議をせず、本件訴訟を提起したことは、訴権の濫用を示す事情であると主張するが、訴訟提起前に抗議をすることが義務付けられるものではなく、事前に抗議をしなかったからといって、本件訴訟の提起が訴権の濫用であるとはいえない。

エ 組合は、組合ブログの記載は正当な宣伝活動であり、本件訴訟提起は訴権の濫用であると主張するが、真実性の抗弁等による違法性阻却が認められるかも含めて、訴訟において審理がされるのであり、また仮に会社の請求が棄却されたとしても、直ちに訴権の濫用ということにはならない。

オ また、組合は、本件訴訟提起によって組合活動が阻害される旨主張するが、本件訴訟の提起に関して組合の主張するような目的は認められないのであって、組合の主張は前提を欠く。組合に応訴負担等が生じた事実があったとしても、そのことによって支配介入が成立するものではない。

(3) 以上、本件訴訟の提起が労組法第7条第3号に当たるとする組合の主張はいずれも採用できず、その他本件訴訟提起が組合に対する支配介入に当たるとをうかがわせる事実もなく、本件申立てを認めることはできない。

| | | | | |
|------|---------|----|----------|--------------------|
| 【参考】 | 初審救済申立日 | 令和 | 2年10月21日 | (大阪府労委令和2年(不)第43号) |
| | 初審命令交付日 | 令和 | 3年12月13日 | |
| | 再審査申立日 | 令和 | 3年12月22日 | |